

高知県沿岸漁業等経営育成資金融資要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県沿岸漁業等経営育成資金融資要綱</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(融資機関)</p> <p>第3条 この制度によって貸付けを行う金融機関（以下「融資機関」という。）は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 西日本信用漁業協同組合連合会（以下「信漁連」という。）</p> <p>(2) 農林中央金庫</p> <p>第4条～第13条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則 この要綱は、令和4年12月6日から施行し、11月1日から適用する。</p>	<p style="text-align: center;">高知県沿岸漁業等経営育成資金融資要綱</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(融資機関)</p> <p>第3条 この制度によって貸付けを行う金融機関（以下「融資機関」という。）は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 高知県信用漁業協同組合連合会（以下「信漁連」という。）</p> <p>(2) 農林中央金庫</p> <p>第4条～第13条 (略)</p> <p>附則 (略)</p>